

埼玉県訓令第十一号

訓 令

本 庁
地 域 機 関

埼玉県公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年三月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県公印規程の一部を改正する訓令

埼玉県公印規程（昭和三十五年埼玉県訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「と決裁文書」の下に「（埼玉県文書管理規程（平成十三年埼玉県訓令第22号）第三十一条の決裁文書をいう。）」を加え、「当該決裁文書の余白に「公印使用」と押印し、認印したのち」を削り、同条第二項中「（平成十三年埼玉県訓令第22号）」を削り、「認印」を「承認」に改める。

別表中

分任出納員印	方 18	何任風 出 分納印	出 納 事 務
--------	------	-----------	---------

「

用 分 任 出 納 員	分任出納員印	方 18	何任風 出 分納印	出
	埼玉県総合リハビリテーションセンター企業出納員	同	埼玉県総合リハビリテーションセンター企業出納員	出 業

を「

納 事 務 用	分 任 出 納 員	に改める。
出 納 事 務 用	埼玉県総合リハビリテーションセンター企業出納員	

様式第一号中 「管理責任者印」 を 「管理責任者」 に改める。

附 則

この訓令は、令和三年四月一日から施行する。